明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業会計規則等の一部を改正する省令（経済産業一〇）　一
〔告　示〕
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（経済産業二七）　五

省　令

○経済産業省令第十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項及び第三項、第二十四条の三第一項並びに第三十四条の規定に基づき、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第二章第二節第五款に次の一条を加える。

（原子力廃止関連仮勘定の整理及び償却）

第二十八条の二　事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下この項において同じ。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一　廃止しようとする原子炉の名称

二　原子炉を廃止しようとする理由

三　原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額

四　前号の額の算定根拠

3　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。

4　第一項の承認を受けた事業者は、第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合において、その変更額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5　前項の承認を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称

二　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由

三　第二項第三号に掲げる事項に係る変更額

四　前号の変更額の算定根拠

6　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。